

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3  
telephone 029-305-3075  
facsimile 029-305-3317  
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

## 給与削減問題での地公労交渉の結果について

### ボーナス・諸手当・教職調整額への波及を阻止

給与減額支給措置に関する地公労と県当局の交渉が終結した。削減提案の白紙撤回には至らなかったが、県当局は「17000人の署名を重く受け止め」として、当初提案の一部を撤回したうえで、削減を実施することになった。

#### 自民・公明議員提案による不当な国家公務員給与減額法

今回の給与減額措置は、国家公務員の給与減額（2012年4月実施、平均7.8%）と同様の削減を地方公務員にも強要する国からの「要請」に起因する。

国家公務員の給与減額は人事院勧告に基づくものではない。しかも給与減額特例法は政府提案ではなく自民・公明両党の議員提案によるものだった。国家公務員法にもとづく人事院勧告制度を蹂躪し、労使交渉によって給与等の待遇を決定してきた従来方針を根本から否定するもので、憲法違反というほかない。

安倍政権は、2013年1月24日、地方公務員の給与削減措置を閣議決定し、1月28日に総務大臣から都道府県知事等の首長及び議長に対し給与削減を「要請」する通知文書を発した（www.soumu.go.jp/main\_content/000198633.pdf）。その上で、地方交付税の給与費部分や義務教育費国庫負担金を削減する地方交付税法改正を強行し

た（3月29日）。

全国知事会等の地方6団体は、地方自治の原則を踏みにじる暴挙であって、「極めて不適切」と強く反発した。橋本昌茨城県知事は県議会において「地方交付税を一方的に削減し、国と同様の給与削減を迫ることは極めて不適切」とし、「本県においては、平成11年から独自給与削減措置を実施し、その総額は370億円にのぼる」と答弁した。

#### 消費税増税の露払い

総務大臣は前記通知とあわせて都道府県知事・議会議長らに発した「書簡」のなかで、「要請は、単に『地方公務員賃金が高いから』、あるいは、単に『国の財政状況が厳しいから』行うものではありません。」としたうえで、「今後、負担増をお願いすることとなる消費税について国民の理解を得ていくために……『塊より始めよ』の精神」でおこなうと述べた（www.soumu.go.jp/main\_content/000198635.pdf）。地方公務員の賃下げを、

国民生活を苦しめることにつながる「消費税増税の露払い」に利用するというもので、断じて許すことはできない。

書簡は、「地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題」だと述べている。安倍首相も経済団体に対して「労働者の賃上げ」を要請している。賃上げを要請する一方で公務員賃金削減措置をとるもので、これでは地域経済の再生どころか、消費が一層冷え込み地域経済に打撃を与えるのは必至である。

#### 給与削減提案の問題点

5月9日、県当局は地公労に対して、国並みの給与削減（月例給4.77～9.77%減額、一時金一律9.77%減額）を提案した。地公労は、3回の交渉において、以下の論点を呈示し、提案の「白紙撤回」を求めて交渉を続けた。

①これまでの2度にわたる職員給与の削減に加えての措置は、職員の過酷な勤務実態を軽視し、1万7千筆を超える署名に込め

## 「弁当が腐る」仮設校舎の空調不備と保護者負担

「弁当が腐る」とまで、改築にともなうプレハブの仮設校舎の高温が心配されていた石岡一高（本紙第1066号）。教育庁財務課からの支援は一切ないなか、保護者負担でのエアコン設置を模索した結果、生徒一人あたり7,000円の負担で設置することになりました。新校舎に設置する保護者負担でのリースによるエアコンを、仮設校舎から使用するという方法です。来年度から使用する新校舎

では、月額約850円の保護者負担となります。それを上回らない額であれば設置しようということで、PTA総会で承認されました。

本来は県費で設置すべきものを、校舎改築の被害を受ける生徒・保護者が負担せざるをえないというのはあまり納得いかないと思われています。

なお、設置の決定に手間取ったため、6月10日現在、まだ暑さ我慢の日々が続いています。☹

た職員一人ひとりの思いを無視するもの。

②知事・県当局自身が、国の措置は「極めて不適切」と批判しながら「適正な給与」の削減を実行するのは、人事委員会勧告制度を軽視するもの。

③県予算の成立から2か月足らずで当初予算を変更する行為は、地方議会を軽視するもの、

④国による不当な「要請」がまかり通れば、地方自治の形骸化につながる。

⑤県職員給与の大幅な引下げは、職員の生活に深刻なダメージを与えるだけでなく、県職員給与に準拠する県内民間給与や地域経済への影響も懸念される。

⑥地方の固有財源であるはずの地方交付税等を削減された県当局もまた被害者であり、本来、組合と力を合わせて国と闘うべきである。

#### 17000余筆の署名の力で県当局の当初提案を一部押し戻す

県当局は「今回の国のやり方は極めて不適切である」が、100億円を超える削減額を県の行政努力で埋めることは不可能であるとの主張を繰り返した。

これに対し、県職員の思いのこもった17000余筆の署名と650人以上が集結した総決起集会（5月31日）の力により、深夜におよんだ第3回交渉の最

終局面で、「期末勤勉手当の削減なし」「期末勤勉手当を含め、給与月額に連動する諸手当及び教職調整額について減額しない」との一部譲歩案が提示された。

そのうえで、「国に比べて支給率の低い地域手当の改善」や「時間外手当の完全支給の実施」などを約束させ、さらに、知事が交渉に出席し「今回の国のやり方に対する知事見解を表明すること」、「減額措置は今年度限りとする」ことを確約した。

地公労は、他県状況などを総合的に考慮し、提案の白紙撤回は困難と判断し、県当局の最終提案受け入れを選択し、交渉を終結させた。☹

2013年7月から2014年3月までの給与削減措置

区分	減額率		
	教員（1・2級※） 行政職（1・2級） 現業職員（1～3級※）	教員（2・3級※） 行政職（3～6級） 現業職員（3・4級）	教員（4級） 行政職（7～10級）
給与月額	▲4.77%	▲7.77%	▲9.77%
期末勤勉手当	削減なし		
その他	地域手当等の給料月額に連動する手当及び教職調整額は、削減支給措置の対象外。（本来の給与月額により算出。削減なし。）		

※ 期末勤勉手当において職務段階別加算のない者は▲4.77%。加算のある者は▲7.77%。

# 原子力災害による放射能汚染を放置する政府方針



あり、プールの更衣室雨樋からの雨水によりハンドボールコート内が地上1cmで11.04 $\mu$ Sv/h(マイクロシーベルト毎時)という値を示すなど、顕著に汚染されていた。これは、2011年7月に茨城県高等学校教職員組合が独自におこなった調査で判明し、通報を受けた茨城県教育委員会は、その部分の芝生を剥離する除染作業をおこなった(右の測定データの23~25地点)。

ところが、特措法施行後の2012年2月に茨城県教育委員会がおこなった測定により、グラウンドの5か所のうち3か所で基準とされた0.23 $\mu$ Sv/h以上だったにもかかわらず、平均値が0.01 $\mu$ Sv/h下回ったため除染の対象からはずされた。

同校に隣接する牛久市立岡田小学校については牛久市が独自に除染作業を実施したが、県立学校である牛久高校は上記ハンドボールコート周囲の芝生の剥離以外の方策は取られていない。

以下は、4月に同校で実施した測定結果である。同校は、これを県教委に報告し除染の実施を求めている。

【左上の写真は、6月8日の同校の文化祭当日の中庭の様子=測定データ中の33~35地点】



環境省は、6月7日、放射性物質汚染対策特措法にもとづく「汚染状況重点調査地域」における除染作業の進捗状況を発表した(www.env.go.jp/press/file\_view.php?serial=22430&hou\_id=16745)。そのうち茨城県内の学校・保育園については、3月末時点で、除染作業が予定された331施設中320施設(97%)で作業が完了したという。

「97%」という数値からは除染がほぼ完了したとの印象を受ける。しかし対象決定に際して恣意的な絞り込みがおこなわれたため、今も膨大な汚染地域・学校が放置されている。

県内44市町村のうち、「汚染状況重点調査地域」に指定されたのは半分以下の20市町村で、しかも域内の県立学校58校の

うち、対象となったのはわずか11校(高校7校、特別支援学校4校)である。

対象校の決定にあたって国は、汚染された土砂が風雨によって飛散し線量が低下する傾向のあるグラウンドだけを測定し、逆に放射性物質が集積して線量が上昇した部分を見逃すよう指示した。

本紙はこれまでに、地表面のほとんどが除染作業の対象となった取手第一高校と同一市内にある藤代高校と藤代紫水高校について、独自に測定したデータを紹介した(第1063号、第1064号)。今回は、牛久市の牛久高校のデータを紹介します。

牛久高校は、県内でもっとも線量の高かった霞ヶ浦聳学校から直線距離で3.4kmの地点に

番	地点	1m	1cm	備考
1	建物内・1階職員室	0.08	0.07	
2	建物内・1階事務室	0.09	0.09	
3	昇降口前・側溝・金網蓋	0.12	0.12	
4	昇降口前・車歩道際	0.15	<b>0.27</b>	蓄積
5	雨水樋・金網蓋	0.20	<b>0.43</b>	蓄積
6	武道場・壁樋下・土	0.20	<b>0.56</b>	蓄積
7	クラブハウス・壁樋下・アスファルト	0.17	<b>0.45</b>	蓄積
8	器具庫・屋根下・土	<b>0.24</b>	<b>0.29</b>	基準超
9		0.09	0.11	
10		0.17	0.22	
11	グラウンド・土	0.19	<b>0.27</b>	蓄積
12	「サイコロの五の目」地点	0.12	0.12	
13		0.10	0.10	
14	部室前・芝	<b>0.24</b>	0.25	基準超
15	法面・芝	0.20	0.22	
16	野球場・土	0.20	0.19	
17	野球場・防球ネット下・土	<b>0.24</b>	<b>0.30</b>	基準超
18	野球場・ベンチ前・土	0.18	0.21	
19	野球場・マウンド・土	0.18	0.19	
20	野球場・センター・土	0.13	0.16	

番	地点	1m	1cm	備考
21	グラウンド・水飲場裏・土	<b>0.29</b>	<b>0.45</b>	基準超
22	グラウンド・階段脇・芝	<b>0.25</b>	<b>0.36</b>	基準超
23	ハンドコート・プール屋根下・	<b>0.24</b>	<b>1.22</b>	基準超
24	芝剥離(2011年)後の土	<b>0.24</b>	<b>0.38</b>	基準超
25		0.19	<b>0.32</b>	蓄積
26	ハンドコート・中央・土	0.15	0.17	
27	防風ネット下・芝	<b>0.26</b>	<b>0.37</b>	基準超
28	23-25の剥離した芝埋設・土	<b>0.33</b>	<b>0.36</b>	基準超
29	芝	<b>0.27</b>	<b>0.41</b>	基準超
30	防風ネット下・アスファルト土溜り	<b>0.25</b>	<b>0.37</b>	基準超
31	合宿所前・アスファルト土溜り	0.21	0.21	
32	外階段・最上部・コンクリート	0.10	0.20	
33	中庭・中央・タイル	0.13	0.14	
34	中庭・側溝・金網蓋	<b>0.30</b>	<b>1.35</b>	基準超
35	・泥と苔・落葉	0.21	<b>1.65</b>	蓄積
36	時計塔前・アスファルト	0.15	0.20	
37	同上・工事埋戻土・未舗装	0.15	0.17	

○「基準超」:放射性物質汚染対処特措法の運用上、除染対象とされる高さ1mで0.23 $\mu$ Sv/hを超える地点。

○「蓄積」:周囲に比べて、大量の放射性物質が堆積している地点。

## ○牛久高校の汚染状況測定結果

場所:茨城県牛久市岡見町 2081-1 北緯 35 度 59 分 07 秒、東経 140 度 10 分 03 秒 標高:22m

日時:2013(平成25)年4月12日(金曜)9:45-11:45 季節:春 天候:晴れ

測定機器:シンチレーション式サーベイメータ 日立アロカメディカル TCS-172

測定対象放射線: $\gamma$ 線 線量当量率(単位: $\mu$ Sv/h [マイクロシーベルト毎時])